日調連発第３０４号
令和２年１月１０日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（参考送付）

標記について、法務省民事局民事第二課から、別添のとおり情報提供がありましたので、参考までに送付します。

法 務 省 民 二 第 １ 号
令 和 ２ 年 １ 月 ９ 日

法 務 局 長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局長
（ 公 印 省 略 ）

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

平成１７年２月２５日付け法務省民二第４５６号当職通達「不動産登記事務取扱手続準則」の一部を別紙のとおり改正し，本月１４日から実施することとしましたので，この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

別紙

１　第１３３条中「認証日付」を「作成の年月日」に改める。

２　第１３３条の次に次の１条を加える。

第１３３条の２　登記事項証明書には，電子計算機において不動産の所在地を管轄する登記所を識別するための情報，不動産番号及び作成の年月日を表すバーコードその他これに類する符号を記載するものとする。ただし，登記事項証明書と別にこれを記載した書面を作成するときは，この限りでない。

３　別記第４９号を次のように改める。

別記第４９号（第３２条第１項関係）

受　付	識別照合	調　査	地図調査	記　入	地図記入	図面整理	校　合	通　知
年　月　日　第　　号－　　－							符号	
登識失効最終番号：第　　号					効力証明最終番号：第　　号			
窓口								
不動産								

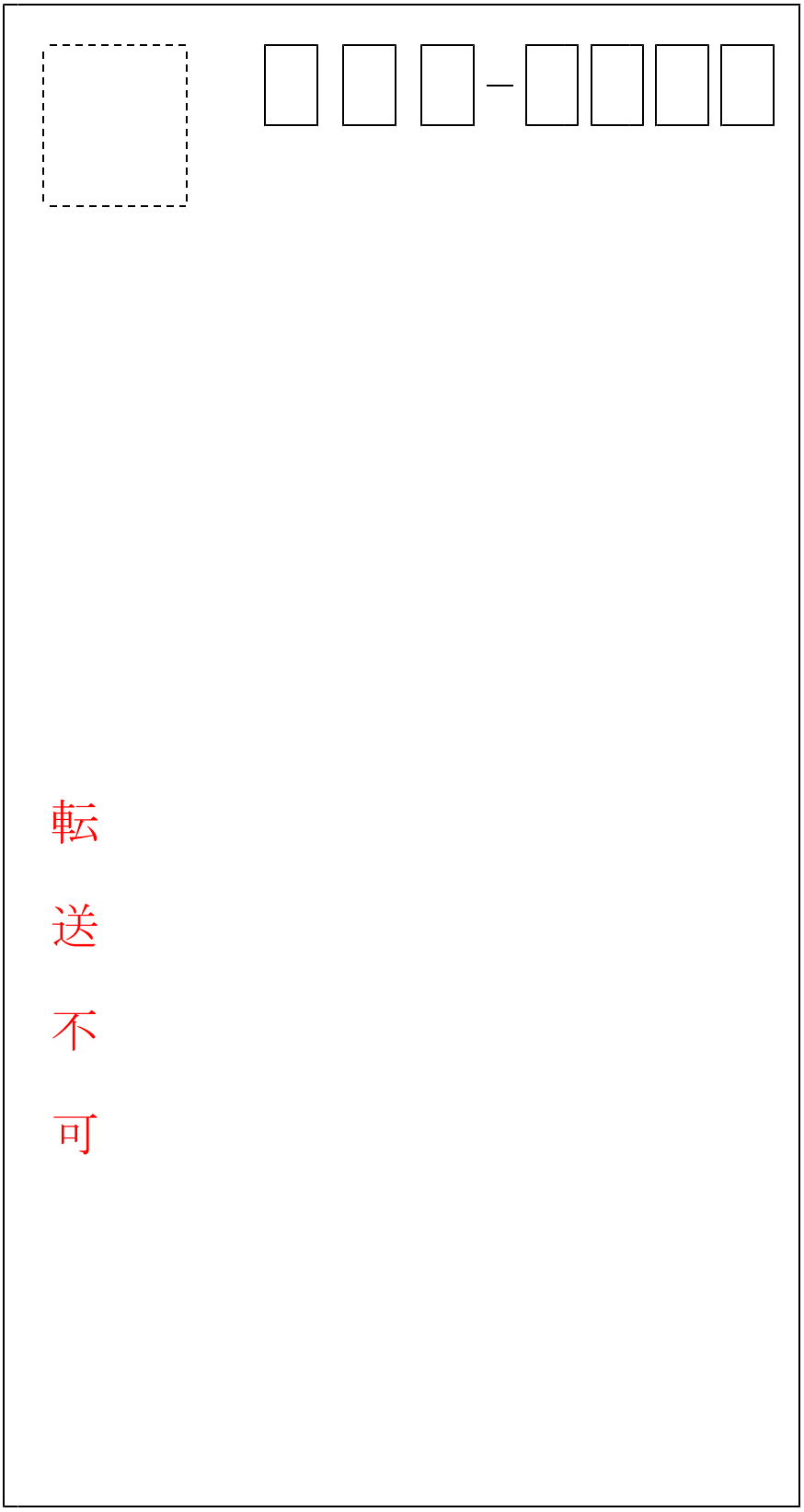
４　別記第５０号を次のように改める。

別記第５０号（第３２条第１項関係）

受　付	識別照合	調　査	地図調査	記　入	地図記入	図面整理	校　合	通　知
年　月　日　第　　号－　　－							符号	
登識失効最終番号：第　　号					効力証明最終番号：第　　号			
郵送	第　　号－　　－　～　第　　号－　　－							
不動産								

５　別記第５６号を次のように改める。

別記第５６号（第４８条第１項，第１１８条第２号関係）



通知第　　号
年　月　日

殿

何市区郡何町村大字何字何何番地
法務局　　出張所

登記官　　職　印

下記のとおり登記の申請がありましたので，不動産登記法第２３条第２項の規定に基づき通知します。

この登記申請をしていない場合には，**直ちに**，上記の登記所に異議を申し出てください（**登記完了前に異議の申出があった場合に限り，不動産登記法第２４条第１項の調査を行います。**）。

記

登記の申請の内容
（１）不動産所在事項及び不動産番号

（２）登記の目的
（３）受付番号
（４）登記原因
（５）申請人

※（注意）
なお，この書面の内容に不明な点がありましたら，直ちに，上記の登記所に連絡してください。
連絡先電話番号
担当者

不動産登記事務取扱手続準則（平成１７年２月２５日付け法務省民二第４５６号法務省民事局長通達）の一部改正　新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改　　正　　案	現　　行
（登記事項証明書等の作成の場合の注意事項等） 第１３３条　登記事項証明書等を作成して交付する場合には，次に掲げるところによるものとする。 (1)～(3)（略） (4)　認証文，認証者の職氏名及び作成の年月日の記載並びに職印等の押印は，整然と，かつ，鮮明にするものとする。 (5)　主任者は，前号の認証文，認証者の職氏名及び作成の年月日並びに職印に間違いがないことを確かめなければならない。 (6)・(7)（略）	（登記事項証明書等の作成の場合の注意事項等） 第１３３条　登記事項証明書等を作成して交付する場合には，次に掲げるところによるものとする。 (1)～(3)（同左） (4)　認証文，認証者の職氏名及び認証日付の記載並びに職印等の押印は，整然と，かつ，鮮明にするものとする。 (5)　主任者は，前号の認証文，認証者の職氏名及び認証日付並びに職印に間違いがないことを確かめなければならない。 (6)・(7)（同左）
（登記事項証明書の作成） 第１３３条の２　登記事項証明書には，電子計算機において不動産の所在地を管轄する登記所を識別するための情報，不動産番号及び作成の年月日を表すバーコードその他これに類する符号を記載するものとする。ただし，登記事項証明書と別にこれを記載した書面を作成するときは，この限りでない。	（新設）

別記第４９号（第３２条第１項関係）

受付	識別照合	調査	地図調査	記入	地図記入	図面整理	校合	通知

年　月　日　第　号－　－　符号

登識失効最終番号：第　号　　効力証明最終番号：第　号

窓口

不動産

別記第４９号（第３２条第１項関係）

受付	識別照合	調査	地図調査	記入	地図記入	図面整理	校合	通知

年　月　日　第　号－　－

登識失効最終番号：第　号　　効力証明最終番号：第　号

窓口

不動産

別記第５０号（第３２条第１項関係）

受付	識別照合	調査	地図調査	記入	地図記入	図面整理	校合	通知

年　月　日　第　号－　－　符号

登識失効最終番号：第　号　　効力証明最終番号：第　号

郵送　第　号－　－　～　第　号－　－

不動産

別記第５０号（第３２条第１項関係）

受付	識別照合	調査	地図調査	記入	地図記入	図面整理	校合	通知

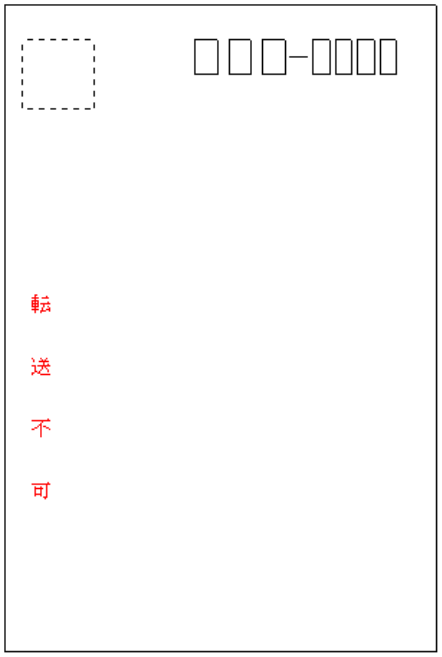
年　月　日　第　号－　－

登識失効最終番号：第　号　　効力証明最終番号：第　号

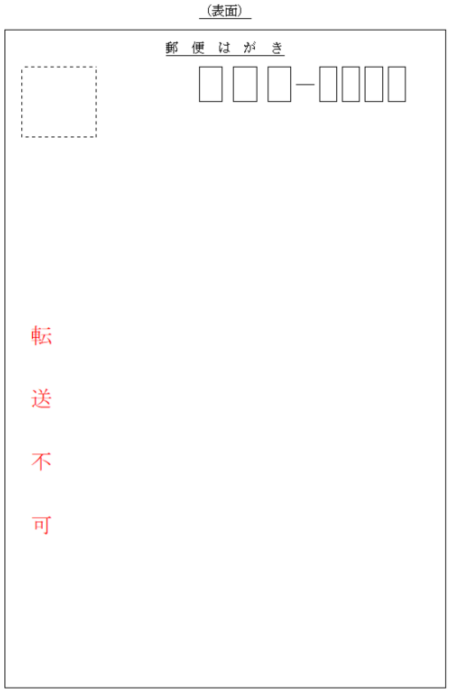
郵送　第　号－　－　～　第　号－　－

不動産

別記第５６号（第４８条第１項，第１１８条第２号関係）



別記第５６号（第４８条第１項，第１１８条第２号関係）



通知第　　号
年　月　日

殿

何市区都何町村大字何字何何番地
法務局　　出張所

登記官　　職　印

下記のとおり登記の申請がありましたので，不動産登記法第２３条第２項の規定に基づき通知します。

この登記申請をしていない場合には，直ちに，上記の登記所に異議を申し出てください（登記完了前に異議の申出があった場合に限り，不動産登記法第２４条第１項の調査を行います。）。

記

登記の申請の内容
（１）不動産所在事項及び不動産番号

（２）登記の目的
（３）受付番号
（４）登記原因
（５）申請人

※（注意）
なお，この書面の内容に不明な点がありましたら，直ちに，上記の登記所に連絡してください。
連絡先電話番号
担当者

（裏面）

不動産所在事項及び不動産番号	
受付番号	
登記の目的	
登記原因	
申請人	

上記記載のとおり登記の申請がありましたので，不動産登記法第２３条第２項の規定に基づき通知します。

この登記申請をしていない場合には，直ちに，下記の登記所に異議を申し出てください（登記完了前に異議の申出があった場合に限り，不動産登記法第24条第1項の調査を行います。）。

記

平成　年　月　日
何市区都何町村大字何字何何番地
電話番号
法務局　　出張所
登記官　　職印

通知第　　号

（注）プライバシー保護シールをちょう付すること。

法 務 省 民 二 第 ２ 号
令 和 ２ 年 １ 月 ９ 日

法務局民事行政部長　殿
地 方 法 務 局 長　殿

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正に伴う登記事務の取扱い等について（依命通知）

標記については，本日付け法務省民二第１号当局長通達（以下「本通達」という。）において示されたところですが，これに伴う登記事務の取扱い等については，下記のとおりですので，留意願います。

記

１　登記事項証明書への二次元バーコードの追加（第１３３条の２関係）

(1) 追加内容

申請人が電子申請をする際の物件情報（所在及び地番又は家屋番号）の入力の負担軽減を図るため，登記事項証明書に，電子計算機において不動産の所在地を管轄する登記所を識別するための情報（管轄登記所コード），不動産番号及び作成の年月日を格納した二次元バーコードも記載することとされた。

また，一棟建物全部事項証明書及び一棟建物現在事項証明書については，登記事項証明書の余白とは別に自動で作成される別添の「区分建物（専有部分）家屋番号一覧表」に，二次元バーコードを記載し，登記事項証明書には記載しないこととされた。

(2) 適用時期

令和２年１月１４日以降に作成する登記事項証明書から適用される。

２　受付シールへの二次元バーコードの追加（別記第４９号及び第５０号関係）

(1) 追加内容

受付番号の入力の効率化を図るため，受付シール（本通達による改正後の不動産登記事務取扱手続準則（平成１７年２月２５日付け法務省民二第４５６号当局長通達）第３２条に規定する申請の受付の年月日及び受付番号を記載した書面をいう。以下同じ。）に，受付年月日及び受付番号を格納した二次元バーコードも記載することとされた。

(2) 適用時期

令和２年１月１４日以降に作成する受付シールに適用される。

３　不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）第２３条第２項の通知（以下「前住所通知」という。）の様式の変更（別記第５６号関係）

(1) 変更内容

登記情報端末において前住所通知書の作成及び出力が可能となったことから，これに伴い，前住所通知の様式が変更された。

(2) 適用時期

令和２年１月１４日以降に作成する前住所通知書から本通達別紙の５の様式によることとする。

別　添

区　分　建　物　（　専　有　部　分　）　家　屋　番　号　一　覧　表

○○（地方）法務局　　令和２年１月１４日　発行

請　求　情　報	県　　郡　　町　　丁目　２－１０１　一棟の建物の全部事項証明書

番　号	二次元バーコード	家　屋　番　号	備　考
1	符号	２－１０１ （不動産番号）	
2	符号	２－１０２ （不動産番号）	

見本

整理番号　Ｄ１２４８７　　